

草津市都市計画審議会協議会 会議録

■日時：

令和6年7月31日（水）午前10時～午前11時

■場所：

草津市役所 4階 行政委員会室

■出席委員：

塚口委員、宮本委員、北村委員、吉川委員、井澤委員、田中（治）委員、田中（香）委員、遠藤委員、藤井（三）委員、小野委員、片岡委員、西川委員、藤井（柁）委員

■欠席委員：

金網委員

■事務局：

都市計画部 一浦部長 杉田総括副部長

都市計画課 安土課長、三浦課長補佐、高橋係長、長谷川主査、廣畑主査、岩井主事

■傍聴者：

0名

1. 開会

- 開会にあたって、一浦部長より挨拶

2. 協議

（1）草津市景観計画改定素案について

●事務局

<資料①、資料②、資料③について説明>

○委員

- ・景観形成基準の各ゾーンにおける色彩の基準について、地域ごとに違いがないことについて。

●事務局

- ・どのゾーンにおいても基準は一緒であるが、ガイドラインにおいて重点地区では、推奨色を設定している。

○委員

- ・重点地区と言うからにはもう少し落ち着いた空間にしようということだと思うので、推

奨値の色を条例で定めてもいいのかなと思う。

また、一般的に使わないG色だったりGY色をYやYRのような色と一緒にまとめている辺りが気になった。

●事務局

- ・現行の基準は暖色系か寒色系かで区切って設定されている。いただいたご意見をもとにガイドラインの方で検討させていただく。

○委員

- ・東海道草津宿本陣通りの基準が一般的な歴史的景観基準ほど厳しくなく、屋根の基調色についても歴史的景観の地域としては、広範囲の色が使える基準となっていることについて。

●事務局

- ・屋根については彩度の上限値のみを適用していて、重点地区については瓦が好ましい旨ガイドラインに記載している。瓦については、自然の素材を使い自然の素材を模したものとしている。

○委員

- ・模した素材にもし色を付けるとすれば、どんな色でもいいのかとなってしまうので、その辺りを注意されたい。

○委員

- ・夜間景観に関する市独自の基準を設けないことについて。

●事務局

- ・夜間景観として、プロジェクションマッピングとか、デジタルサイネージについては、改定方針の中で、今後滋賀県の動向を把握していくと書いている。現行草津市景観計画の中ではそういった基準がないので、滋賀県の動きを把握しながら景観計画の中でどう落とし込んでいけるかというのは、今後検討していきたい。

○委員

- ・景観条例を厳しくして罰則を設けるべきではないか。

●事務局

- ・景観法に罰則規定があり30万円以下の罰金、もしくは氏名公表とされていて、相手方によっては、指導を継続的にしているところもある。屋外広告物については、市域をまたいでも調和のとれた屋外広告物となるよう、大津市の景観計画と併せながら草津市の屋外広告物のルール作りを進めているところである。

○委員

- ・景観を議論する場合は、こうあるべきだという厳しい基準を作るが、その後で、見直し

ていくことも必要だと思う。今日は少し厳しいようにしてはどうかという意見もあった、ということを踏まえて、今後あるべき姿を探ってほしい。私は景観計画もガイドラインも、ずっと変わらないものではないと思っていて、そのときその地域の特性に応じて変えていくべきであろうということで、景観審議会の方で、都計審でもそういう意見が出たということをお伝えいただきたい。

○委員

- ・屋外広告物で、資料3のうちの53ページに街道沿いの連続的な景観形成ということで、東海道統一看板のことがあるが、それが大津草津の周りだけなのか他の県をまたいで連続して東海道の統一デザインみたいなものを考えておられるのか。

●事務局

- ・大津と草津のみならず、京都の三条大橋から東京の日本橋まで連続して繋げていきたいという思いがある。草津市と大津市を中心に設置していて、三重県の方まで広がってきている。

○委員

- ・資料2の2番目の景観形成基準に合わない場合の代替措置について、例えば日影規制とかで勾配屋根を作れなかった場合は緑化が代替措置の一つであるが、敷地の緑化を何%とか、屋上緑化でもいいよとか、何かそういう基準があるか。

●事務局

- ・現状では緑化は20%を求めています。また、屋上緑化を含み、プラス外壁を推奨の色みに必ずしていただくという2点をもって代替措置としている。

○委員

- ・資料3の53ページの琵琶湖対岸に配慮した景観形成ということで、大津と草津の二つの対岸のところでの景観形成であるが、草津市の湖岸と違って大津市の湖岸はマンション開発などにより景観がだいぶ変わってしまったように感じている。大津市に対する草津市からの要望とか連携とかっていう形の協議はどのようになっているのか。

●事務局

- ・びわこ東海道景観基本計画を令和3年3月に策定し、その後どのように両市の景観計画に落とし込むかという協議は重ねてきている。

○委員

- ・資料1の③で、社会情勢に合わせて基準の見直しが必要である、というところを読んでいると、緩和方向へいっているような日本語のように思えてしまいますので、確かにこれは必要ですけれども草津市としての肝になる部分っていうところと、変えていかなければならないところはしっかり議論していただいて、まちの特性とかに合わせてながら、

一律緩和ということではないような方向で考えていただけるとありがたい。

○委員

- ・資料3の17ページの一番上のところ重点地区の書き出しのところで、主要地方道大津能登川長浜線って書いてあるが、ここが重点地区か。15ページの伝統的沿道景観形成重点地区というのは中山道に沿っているのでは。

●事務局

- ・一部県道と被っている区間があるのでこのような記載となる。

○委員

- ・南草津駅周辺には雑草だけで景観を損なっている場所がある。景観計画の中に保守とか維持管理とか、そこまで踏み込んで記載した方がいいのではないか。

●事務局

- ・資料3の54ページの行政の役割のところの下から4行目にゴミの不法投棄や雑草の繁茂によるというところを掲載している。踏み込んだ記載にするかどうかについては、検討したい。

○委員

- ・本日の意見をまとめると、色彩について、もう少し慎重にというか地区によって同じようなものでいいのか。やはり地区特性を反映したものであってほしいとか、そういうご意見があった。だから、色彩について少し要望とか意見が出ましたということをお伝えいただきたい。

それから、罰則については、作ればよいというような問題ではないけれども、もう少しある部分では非常に厳しくとか、そのような検討も今後やっていったらいいかなものかと、そういう指摘もあった。

それから特に大津市との関係で、一緒にプランを作っているなか、琵琶湖を挟んで対岸のことはよく作っておられるのかもわかりませんが、大津市との連携で調整を進めていただきたい。

それから、雑草の処理とかそういう、これは雑草の処理だけだったら個別案件になるんですが、やはり経過問題というのは行政任せでやれるものでもないわけで、かと言って住民の皆さんで全部やってくださいというのも難しい話であり、それぞれが他人ごととせず自分事として考える話である。行政についても、個人としても、自分事として考えそれぞれの役割を行ってほしい。

景観審議会の方へも伝えてほしいが、詳細については、議事録でもって示す方法が間違いないと考える。それでは、本日の協議案件につきましては、これにて終了とする。

3. その他

- 事務局

今後の都市計画決定にかかる見通しをお知らせ

- 委員

意見なし。

4. 閉会

- 閉会にあたって、杉田総括副部長より挨拶

以上